

## 個人情報の保護に関する法律施行条例について

改正後（令和 5 年 4 月 1 日施行）	改正前
個人情報の保護に関する法律施行条例	春日部市個人情報保護条例
第 1 条 趣旨	第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
第 2 条 定義	第 2 章 実施機関等が保有する個人情報の保護（第 8 条—第 15 条の 2）
第 3 条 個人情報取扱事務登録簿	第 3 章 電子計算組織の処理の制限（第 16 条—第 18 条）
第 4 条 個人情報保護管理者	第 4 章 自己情報の開示等の請求（第 19 条—第 33 条）
第 5 条 開示情報	第 5 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第 34 条—第 36 条）
第 6 条 開示請求に係る手数料等	第 6 章 雑則（第 37 条—第 43 条）
第 7 条 開示決定等の期限	第 7 章 罰則（第 44 条—第 49 条）
第 8 条 開示決定等の期限の特例	附則
第 9 条 訂正決定等の期限	
第 10 条 利用停止決定等の期限	
第 11 条 審議会への諮問	
第 12 条 実施状況の公表	
第 13 条 委任	
附則	

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## ＜説明＞

- ・個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めることを規定します。
- ・法の規定により、条例で定める必要があるとされている事項（第 7 条の開示請求等の手数料）、法の範囲内で、市が独自に定めることが許容されている事項を規定します。

## （定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

<説明>

- ・法では、地方公共団体の機関を個人情報保護制度の実施主体として規定しています。
- ・実施機関として消防長を新たに規定しますが、議会は市の機関から除外されます。
- ・法及び個人情報の保護に関する法律施行令において使用する用語の例を規定しています。

改正後の実施機関	改正前の実施機関
市長、 <u>消防長</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者 <b>※議会は除外</b>	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び <b>議会</b>

【国の見解】

**議会が除かれる理由**

- ・地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第2条第11項第2号）、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましい。（ガイドライン P10）

**消防長が該当する理由**

- ・公営企業管理者、消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督を有する性格から「地方公共団体の機関」に該当する。（ガイドライン P10）

**市立医療センターについて**

- ・個人情報の取得、利用、提供については、医療分野でのデータ利活用の促進のため、第4章（民間事業者に関する規律）の規定が適用。
- ・開示請求や個人情報ファイル簿などは、第5章（行政機関等に対する規律）が適用。

**指定管理者について**

- ・現行条例では、指定管理者も実施機関等と規定しているが、改正後は除かれます。
- ・個人情報データベース等を事業の用に供している場合  
→ 個人情報取扱事業者<sup>1</sup>に該当（法第16条第2項）  
個人情報の取扱いについては、法第4章の規定を遵守する必要がある。
- ・指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置を負う。（ガイド P80）
- ・一般的には指定管理者が個人情報の保有・管理主体となり、開示請求先になることが想定されるが、地方公共団体が個人情報の保有・管理主体である場合には、地方公共団体の機関が開示請求及び審査請求先となることが想定される。（ガイド P80）

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

<説明>

- ・法では、市の実施機関が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿（対象者1,000人以上）を作成し、公表することが義務付けられました。
- ・条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能とされています。
- ・現行条例では個人情報届出書を作成し、市民の閲覧に供していますが、法施行後は、個人情報ファイル簿に加えて、実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び利用の実施をできる限り明らかにするため、市が保有する個人情報の概要等を登録した個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することを規定しています。

法施行後			改正前
帳簿名	根拠	作成対象	帳簿名
個人情報ファイル簿	法により作成・公表が義務 (条例への規定はない)	1,000人以上 (適用除外あり)	作成していない
個人情報取扱事務登録簿	任意 (条例で規定)	個人情報を取り扱う事務 単位で作成	個人情報届出書 (作成・閲覧)

## 個人情報ファイルとは

- ① 保有個人情報を含む情報の集合物であって、
- ② 「一定の事務」の目的を達成するために、
- ③ 特定の保有個人情報を検索できるように「体系的に構成したもの」 をいう。

### ★電子計算機処理に係る個人情報ファイル

例) 個人情報を取り扱うデータベース (住民基本台帳ファイルなど)、  
個人情報を管理するエクセルファイルなど

### ★いわゆるマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイル

氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

例) 個人情報を綴った紙のファイル (ただし、名前等により検索可能な状態のもの)

## ※法第74条第2項第1号から第10号に該当する個人情報ファイルは適用除外です

第74条 (略)

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
  - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
  - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの (当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
  - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
  - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

### ※公表の方法

- ・事務所 (例：市政情報室) に備え付けて一般の閲覧に供します
- ・市ホームページに掲載します

## 個人情報取扱事務とは

- ・継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。
- ・「個人情報取扱事務」には、いわゆる散在情報（検索性の低い）としての個人情報が記録された公文書を継続的に使用する事務と、「個人情報ファイル」を使用する事務が含まれる。

### ※公表の方法

- ・市政情報室に備え付けて一般の閲覧に供します

### （個人情報保護管理者）

第4条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護管理者を定めるものとする。

#### <説明>

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護管理者を定める規定です。
- ・個人情報保護管理者は、法（第66条第1項の規定等）を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨が示されています。（「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」ガイドP139）

### 個人情報保護管理者の役割

- ・各課における保有個人情報の適切な管理を確保する任にあたる
- ・保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。（ガイドP139）
- ・課長又は課長相当職にある者を充てる

### （開示情報）

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）第6条第2号エ及びオに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

#### <説明>

- ・法が定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により公開することとされている情報は、情報公開条例との整合性を図るため、不開示情報から除く旨の規定です。（法第78条第2項）（ガイドラインP47）

改正法	情報公開条例	法施行条例
不開示情報	公開	開示（不開示情報から除外する）

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

<説明>

- ・法では、開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されています。現行条例では、手数料は無料とし、写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担としていますが、改正後においても同様の規定としています。

開示請求に係る手数料等	改正後	改正前
手数料	無料	無料
写しの交付・送付に要する費用	請求者の負担	請求者の負担

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

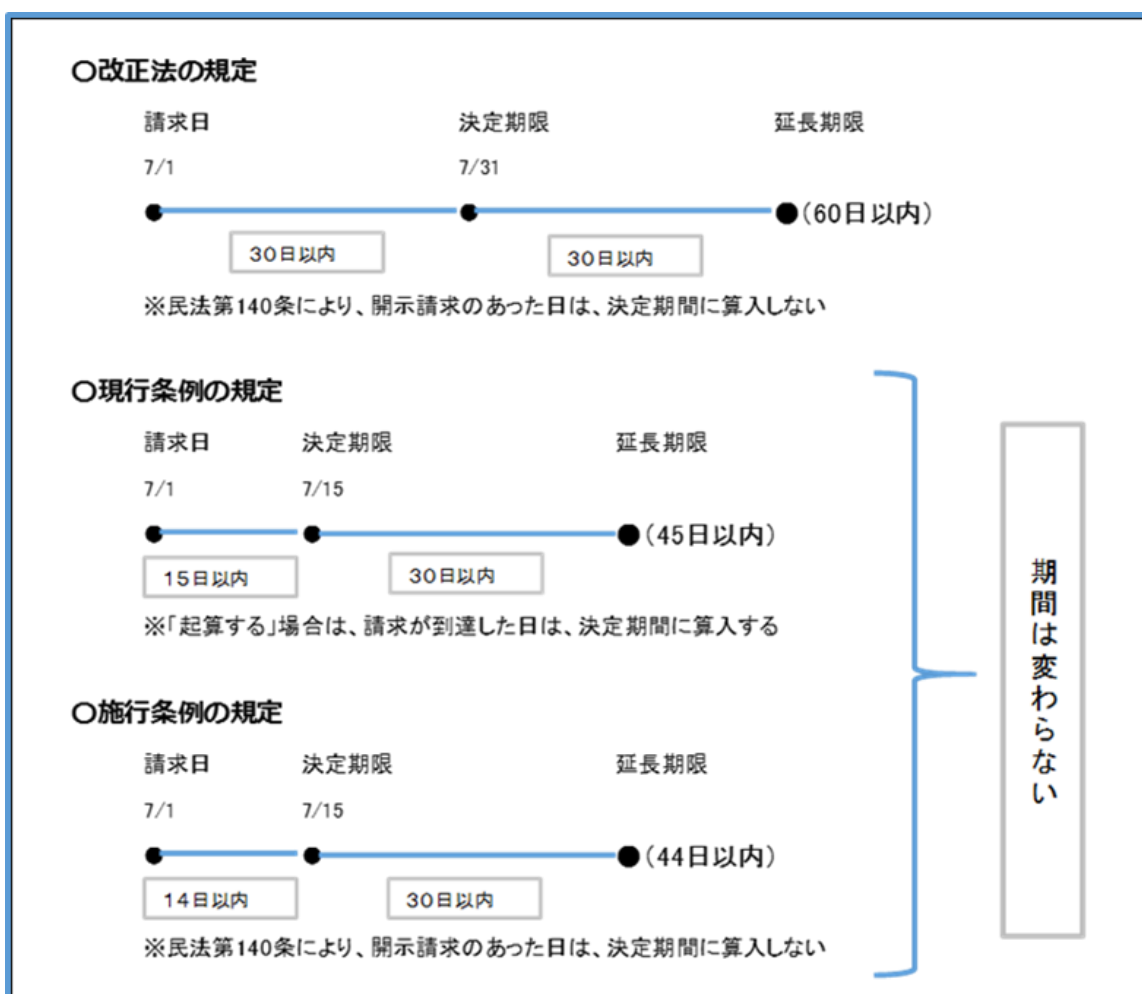
第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

<説明>

- ・改正法では、開示決定等の期限を条例で短縮することはできるとされているため、現行条例と同様の期間となるよう規定しています。
- ・訂正請求及び利用停止請求に係る決定期限、延長、特例延長についても同様に短縮した期限です。
- ・民法第140条の規定により、開示請求のあった日は決定期間に算入しません。(初日不算入)
- ・延長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときにできます。
- ・特例延長は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当部分について特例延長期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足ります。

期限	改正法	改正後	改正前
原則	請求があった日から30日以内(初日不算入)	請求があった日から14日以内(初日不算入)	請求が到達した日から起算して15日以内(初日算入)
延長	請求があった日から30日以内(原則期間に追加)	請求があった日から30日以内(原則期間に追加)	30日以内
特例延長	請求があった日から60日以内(初日不算入)	請求があった日から44日以内(初日不算入)	45日以内(初日算入の上、初日から起算して最長45日まで延長可能)





(審議会への諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年条例第19号）第1条に規定する春日部市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

<説明>

- ・法では、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問できると規定されていることから、審議会に諮問することができる事項を規定しています。(法第129条)(ガイドP382)
- ・現行条例では、要配慮個人情報の収集(第9条第2項)、本人以外の者からの個人情報の収集(第10条第1項第5号)、外部委託に関する措置(第13条第2項)、目的外利用及び外部提供(第15条第2項第5号)、電子計算組織による個人情報の処理(第16条)、電子計算組織のオンライン結合(第17条第2項)については、審議会への諮問が必要な事項として規定されていますが、国の見解では「典型的に審議会等への諮問を要件とする条例は定めてはならない(ガイドP382)」と示されているため、法施行後は諮問することはできません。

**「特に必要な場合」とは**

- ・個人情報保護制度の運用やその在り方について、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年度実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

<説明>

- ・現行条例と同様に、実施状況を公表する旨を規定します。

(委任)

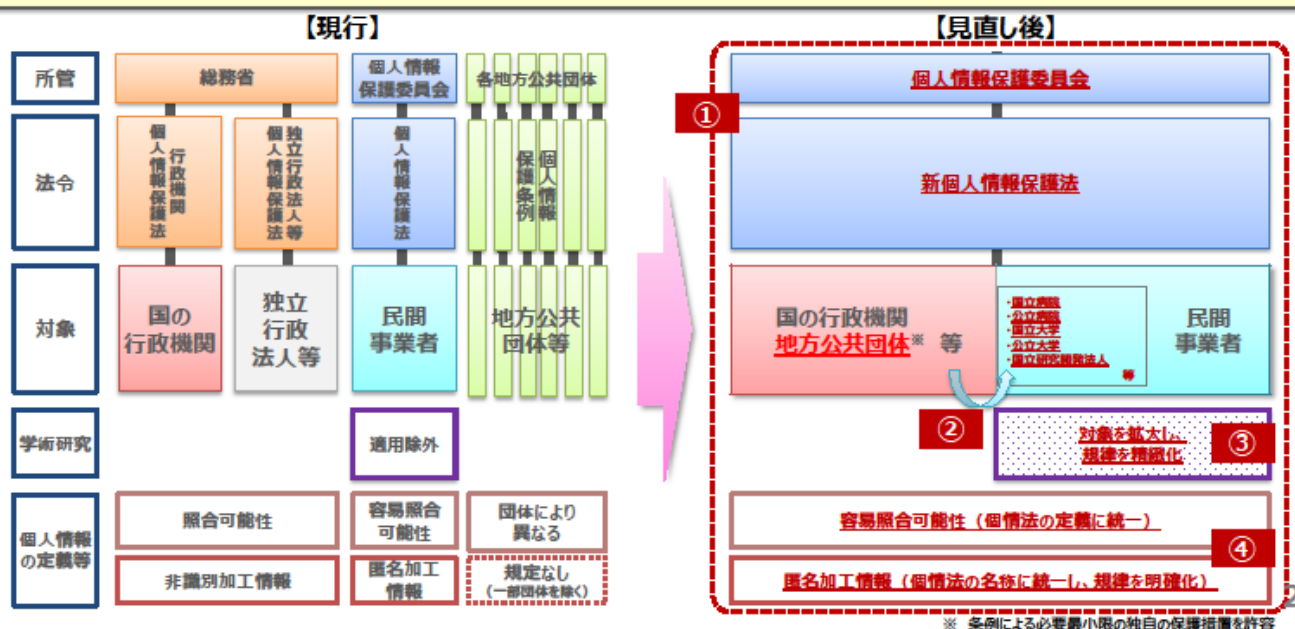
第13条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

<説明>

- ・法及びこの条例の施行に関し必要な事項は実施機関が定める旨を規定します。

## 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



## 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

### <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
  - ※ いわゆる「2000個問題」
  - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
  - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
 等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
  - 例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
  - 例) G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

### <改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
  - 例) 「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
  - 例) 個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

### ○ 地方公共団体の現状



### ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。  
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

